○農林水産省告示第二百六十五号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十四年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

1	農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称			
	農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
	農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	クボタＫＳＱ58ＺＣ－ＰＣ	212015	〃
	〃	ヤンマーＦＱ100	212016	ヤンマー株式会社
	〃	クボタＫＳＱ34ＺＣ	212014	株式会社クボタ
2	検査成績の概要			

検査成績の概要については、農林水産省生産局農産部技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp）に掲載する。

○経済産業省告示第三号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百五十六条第一項の規定に基づき、株式会社東京工業品取引所の上場商品指数の範囲の変更に係る業務規程の変更の認可を行ったので、同法第三百五十二条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十五年一月二十四日

経済産業大臣　茂木　敏充

一　商品市場を開設する者
　株式会社東京工業品取引所
二　上場商品指数
　日経・東工取商品指数
三　公示することとなった事由
　商品取引所法第百五十六条第一項の規定に基づき、上場商品指数から日経・東工取商品指数を削除する旨の業務規程の変更の認可を行ったため。

○国土交通省告示第六十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の二第一項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の認可をしたので、第七十一条の三第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年一月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　平成二十五年一月二十四日から平成三十四年三月三十一日まで
三　施行地区　東京都昭島市福島町、築地町、中神町及び立川市泉町の各一部
四　土地区画整理事業の名称　昭島都市計画事業及び立川都市計画事業立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業
五　事務所の所在地　東京都立川市曙町一丁目二十一番一号立川クレスト・ロータスビル二階
　独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部東京西部都市再生事務所
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成二十五年一月二十四日

○国土交通省告示第六十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十四年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　大所川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を昭和三十五年建設省告示第二千三百四十一号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
　新潟県糸魚川市大字大所字杉の平　九九〇番八　一号及び二号
　九九〇番一六　三号
　九九〇番一七　四号
　九九〇番四七　五号及び六号
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱七号から十号までを順次結んだ線及び標柱七号と十号を昭和三十五年建設省告示第二千三百四十一号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
　新潟県糸魚川市大字山之坊　字高草蓮　二七四四番一　七号から十号まで
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　市の沢川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　新潟県魚沼市大白川地内三等三角点**兎**峰を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十六年建設省告示第千六百七十三号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から一一八度四六分三九秒	一四二九・二一〇メートルの地点	一号
一四四度〇分三二秒	一四四・三五二メートルの地点	二号
二八五・七五一メートルの地点		三号
二九五・五〇四メートルの地点		四号
一八六・五九二メートルの地点		五号
四四七・〇六八メートルの地点		六号
一六一・二〇八メートルの地点		七号
二九七・〇三二メートルの地点		八号
二八一・七七四メートルの地点		九号
一六二・五八九メートルの地点		十号
七三・七八九メートルの地点		十一号
四一八・一三八メートルの地点		十二号
五〇九・一一五メートルの地点		十三号
六一・二〇二メートルの地点		十四号
一二三・二八〇メートルの地点		十五号
三〇五・〇七三メートルの地点		十六号
二〇五・二七七メートルの地点		十七号
一二一・〇六七メートルの地点		十八号
一五二・一七七メートルの地点		十九号
四一一・六二四メートルの地点		二十号
一六三・七一八メートルの地点		二十一号
一四三・八七四メートルの地点		二十二号
三五四・〇四五メートルの地点		二十三号
二九一・〇六七メートルの地点		二十四号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　下松川川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　新潟県南魚沼郡湯沢町大字土**樽**字下塔ノ原三五三九番一地内四等三角点松川を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十九年建設省告示第百十一号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から三二三度三分一秒	八七六・七六五メートルの地点	一号
二一三・六〇九メートルの地点		二号
五三・四六二メートルの地点		三号
一五五・三四一メートルの地点		四号
一四二・一九八メートルの地点		五号
二五五・二七六メートルの地点		六号
五六・三八〇メートルの地点		七号
標柱十三号から一一五度二八分五二秒	六一・二〇二メートルの地点	十四号
標柱十四号から一三五度五一分二八秒	一二三・二八〇メートルの地点	十五号
標柱十五号から一五〇度一分三四秒	三〇五・〇七三メートルの地点	十六号
標柱十六号から一一四度五六分四九秒	二〇五・二七七メートルの地点	十七号
標柱十七号から一四三度三分一六秒	一二一・〇六七メートルの地点	十八号
標柱十八号から一八〇度四一分二〇秒	一五二・一七七メートルの地点	十九号
標柱十九号から二〇六度三八分五三秒	四一一・六二四メートルの地点	二十号
標柱二十号から一六六度三分三八秒	一六三・七一八メートルの地点	二十一号
標柱二十一号から一三八度五一分五四秒	一四三・八七四メートルの地点	二十二号
標柱二十二号から一二七度三三分四秒	三五四・〇四五メートルの地点	二十三号
標柱二十三号から一四一度二一分四九秒	二九一・〇六七メートルの地点	二十四号